

2025年12月9日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
住友不動産株式会社
代表取締役社長 仁島浩順

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年11月11日開催の取締役会において、2026年1月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2025年12月30日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、2026年2月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2026年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土日休日を除く）